

人事委員会勧告（令和2年10月28日）の概要について

○ 勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給等については、別途必要な報告・勧告を予定

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給（ボーナス）

職員（行政職員）の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と昨年8月から本年7月までの1年間に民間従業員に支給された特別給（ボーナス）の支給月数を比較

職員の支給月数(A)	民間従業員の支給月数 (B)	差(B)-(A)
4.50月	4.45月	△0.05月

(2) 月例給（毎月決まって支給される給与）

職員と民間従業員の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定。

2 勧告による職員の期末手当・勤勉手当支給月数

区分	6月期			12月期			年間計		
	改定前 A	改定後 B	増減 (B-A) C	改定前 D	改定後 E	増減 (E-D)	改定前 (A+D)	改定後 (B+E)	増減 (C+F)
令和2年度	2.25月	2.25月	支給済み	2.25月	2.20月	△0.05月	4.50月	4.45月	△0.05月
令和3年度以降	2.25月	2.225月	△0.025月	2.25月	2.225月	△0.025月			

3 勧告どおり給与改定が実施された場合の行政職員の平均年間給与への影響

改定前	改定後	差額
6,519千円	6,499千円	△20千円

※ 令和2年4月から令和3年3月までの平均年間給与額